

成年後見制度は、認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分ではない方の権利や財産を守るための制度です

こんな心配、困りごとありませんか？

制度のこと

- ・成年後見制度について詳しく知りたい
- ・利用するにはどれくらいの費用がかかるか知りたい

契約のこと

- ・施設入所や福祉サービスの契約をするのが難しい
- ・不利な契約をしないよう守りたい

将来のこと

- ・身寄りがなく今後の生活が不安
- ・障がいをもつ子供の将来が心配

財産のこと

- ・物忘れがありお金の管理がうまくできない
- ・悪質な訪問販売や悪徳商法が心配

申立てのこと

- ・後見開始の申立てをする場合の必要書類、書類の書き方がわからない

相談無料

お気軽にご相談ください

あなたの暮らしを支える
成年後見制度

函館市社会福祉協議会

函館市成年後見センター

☎0138-23-2600

(FAX:0138-23-2611)

〒040-0063 函館市若松町33番6号

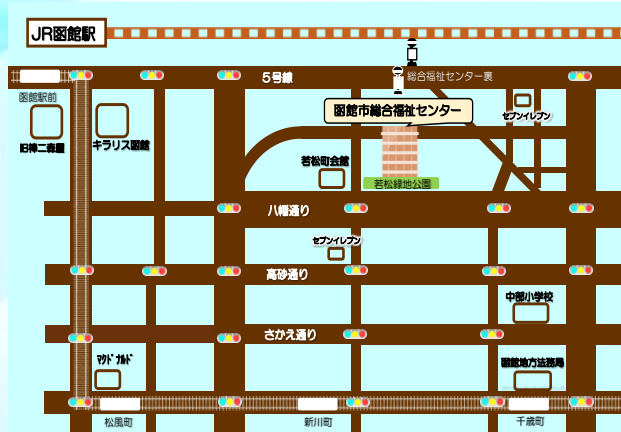
函館市総合福祉センター（あいよる21）2階

受付
時間

月曜日～金曜日

午前9時～午後5時まで

※土日・祝日・年末年始はお休み



函館市成年後見センター ご案内

判断能力に不安のある方々が安心して暮らせるようお手伝いします。

成年後見制度に関する相談を受け付けています。費用は、いずれも無料です。

来所相談・電話相談

電話や窓口でセンター職員が相談をお受けします。「成年後見制度」を利用するための手続きや申立てに関するアドバイスを行います。また必要に応じて関係機関を紹介します。
※来所が困難な方はご相談ください。

弁護士による専門相談

法律の専門家である函館弁護士会所属の弁護士が、来所相談に対応いたします。毎月第2水曜日午後1時～午後3時に、行っております。
※事前にセンターへの電話予約が必要です。

メールによる相談

アドレス
hakodate_kouken@hakodatesyakyo.net
※相談者の「氏名」「電話番号」
「相談内容」を必ず記入して下さい。
相談内容によっては電話や面談での詳細確認が必要となる場合があります。

※すぐに相談メールを送信できます。➡



出前講座



センター職員が皆様のところへ出前講座に伺います！
市民の方や、関係機関の方々に向けて成年後見制度の権利擁護に関わる制度やしくみ、函館市成年後見センターの事業内容について説明及び相談を受け付けます。ご希望の方は、希望の日時・場所・内容等をセンターへご連絡ください。

成年後見センターでは、このような活動も行っています！



函館市市民後見人養成研修

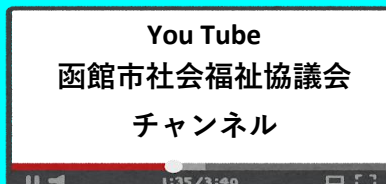
判断能力が十分でない方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、身近な立場でその生活を支援する「市民後見人」を養成するための研修を2年に一度開催しています。
詳しくは成年後見センターにお問い合わせください。

成年後見セミナー

多くの市民の方々に成年後見制度を正しく理解していただくとともに、成年後見制度の利用促進を図る機会とするために年に一度成年後見セミナーを開催しています。



**成年後見制度、任意後見制度に関する動画を公開しています！
市民の目線に立って、心配や困ったことなどわかりやすく説明しております。**



～お困りの時は、一人で悩まず、まずはお電話を～